

東調政連発第5号

平成29年6月8日

東京土地家屋調査士政治連盟

幹部会構成員 各位

各ブロック協議会 ブロック代表 各位

(参考通知)

各地区代表者 各位

東京土地家屋調査士政治連盟

選挙管理委員会

委員長 高野 俊 晴

東調政連役員選任に関する届出等の注意事項について（通知）

東調政連役員選任に関する届出につき、推薦候補者（会長、監事、予備監事）並びに選考候補者（副会長、副幹事長、会計責任者、会計責任者職務代行者）の届出については、役員選任規則（以下「規則」という。）によるほか、別紙により取り扱うことといたしますので、よろしくご協力をお願いいたします。

つきましては、本通知書のあて名となっております幹部会には推薦候補者の推薦に関する対応を、また、各ブロック代表におかれては、各ブロックに係る推薦または選考候補者の取りまとめ方につき、特段のご配慮をいただきますようお願い致します。

なお、本連盟において「ブロックを代表する者」とは、東京土地家屋調査士会におけるブロック協議会の、ブロック長を務める支部長と同一の支部に所属する「地区代表者」をもってその任にあるものと致します。

【別紙】

1. 選任する役員の数、選任方法、届出等については、次のとおりといたします。

(1) 推薦候補者（会長及び幹事長のうち「会長」）の届出

規則第3条第1項の規定によります。

【注】：規則第4条（推薦の要件）

会長は、次の各号のいずれかの推薦を受けた者とする。

- (1) 所属するブロックの推薦を受けた者
- (2) 幹部会の推薦を受けた者

(2) 推薦候補者（監事及び予備監事）の届出（規則第2条第4号）

- ① 監事 城南・城北両ブロックから、それぞれ1名の届出とします。
- ② 予備監事 多摩ブロックから1名の届出とします。

【注】：規則第2条（選任する役員の数及び推薦の区分等）第4号（監事の選出）

監事は2名とし、輪番制による2のブロックからそれぞれ1名を、規約第7条第7項に規定する監事の職務を代理する者は、輪番制によるブロックから1名を、それぞれ当該ブロックに所属する東調政連の会員のうちから推薦する。

(3) 選考候補者（副会長、副幹事長、会計責任者、会計責任者職務代行者）の届出

① 副会長（規則第2条第1号）

- ア 中央・城東・城西・城南・城北ブロック（以下「区部ブロック」という。）から1名の届出とします。
- イ 多摩ブロックから1名の届出とします。

② 副幹事長（規約第2条第2号）

区部ブロックからそれぞれ1名、多摩ブロックから2名（ただし、その他に3名以内を会長が指名することができる。）の届出とします。

③ 会計責任者及び会計責任者職務代行者（規約第2条第3号）

区部ブロック及び多摩ブロックから、それぞれ1名の届出とします。

2. 推薦候補者及び選考候補者の届出は、必ず役員選任規則「付録第1号様式」をもって届けて下さい。

【注1】：推薦者の表示等は次の例によって下さい。

「〇〇ブロック協議会
代表 〇〇〇〇 職印」

「幹部会
代表 〇〇〇〇 職印」

【注2】：複数のブロックから1名の候補者を選考する（副会長、会計責任者及び会計責任者職務代行者）場合には、当該選考候補者が所属するブロックの代表者より届けて下さい。

3. 推薦候補者及び選考候補者の届出期間は、次のとおりです。

自 平成29年6月12日（月） 午前9時00分

至 平成29年6月26日（月） 午後5時00分（必着）

4. 推薦候補者及び選考候補者の届出の受付時間は、休日、祝日、土曜日を除く平日の午前9時から午後5時までとします。

5. 届出書を提出する場合は、

① 持参または簡易書留郵便とする。

② 封筒のあて名は「東京土地家屋調査士政治連盟選挙管理委員会」とし、「推薦候補者届出書在中」または「選考候補者届出書在中」と朱書する。

6. ファクシミリまたはEメールによる推薦候補者届出書及び選考候補者届出書は、受け付けしないこととします。

7. 推薦候補者（会長）の届出順番は、事務局において受け付けた順序とします。

8. 届出を受けた推薦候補者の氏名及び推薦区分または選考候補者の氏名及び所属ブロックは、届出書を受理した場合、幹部会並びに各ブロックに通知します。